

低炭素建築物 認定申請にかかる注意事項について

- 事前に申請のご予約をお願いいたします。
- 受付時間は、原則、午前 8 時 30 分から 10 時 30 分、午後 1 時から 3 時 30 分となります。

なお、上記時間内に窓口にて申請図書の確認を行います。図書の確認完了時間は、午前 11 時、午後は 4 時までとなります。 時間内に必要な添付図書の確認作業が完了できないと判断した場合、受付ができない場合がございます。お時間には、余裕を持ってのご予約・ご来庁をお願いいたします。

- ご予約いただいていない場合、また、ご予約時間にご来庁いただけなかった場合には、お待ちいただくこと、場合によっては、受付できないこともございますので、あらかじめご了承のほど、お願いいたします。
- 認定申請に必要な添付図書の内容をチェックリストにてご確認ください、提出図書を整えた上で申請をしていただくようお願いいたします。

提出図書に不備がある場合や根拠資料等が確認できない場合、受付できないことがありますので、ご協力の程、お願いいたします。

- 低炭素建築物の認定申請については、添付図書が多くなっております。根拠資料には、付箋等の見出しや数値部分にマーカーなどで印をしていただくなどをお願いしております。

必要図書の確認をスムーズに行うため、ご協力の程、お願いいたします。

- 認定書を省エネ適判として活用する場合

「確認申請書第二面 8 欄の記入例」

- | |
|---|
| <p>【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】</p> <p><input type="checkbox"/> 提出済 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 未提出 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 提出不要 (低炭素建築物認定を取得)</p> |
|---|